

認定こども園 和同保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 和同福祉会
事業者の所在地	新潟県上越市仲町 6 丁目 4 番 28 号
事業者の連絡先	025-523-3583
代表者氏名	理事長 岡田暁彦

(2) 施設の概要

種別	保育所型 認定こども園							
名称	認定こども園 和同保育園							
所在地	新潟県上越市仲町 6 丁目 4 番 28 号							
連絡先	電話番号 025-523-3583 F A X 番号 025-523-1052							
施設長氏名	岡田暁彦							
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	一 人	一 人	満 3 歳 2 人	2 人	1 人	1 人	6 人
	2 号・3 号	6 人	8 人	10 人	10 人	10 人	10 人	54 人
	合計	6 人	8 人	12 人	12 人	11 人	11 人	60 人
当園の基本理念・方針		・子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1,917.53 m ²
	園庭	556.43 m ²
園舎	構造	木造亜鉛メッキ銅板葺平屋建
	延べ	480.97 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室	3 室	
保育室	5 室	ひよこ組：0・1 歳児クラス、鳩組：2 歳児クラス、 花組：3 歳児クラス、星組：4 歳児クラス、 月組：5 歳児クラス
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	
事務室	1 室	

(5) 職員体制（令和 6 年 4 月 1 日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
主任保育士	1 人	1 人	人	
副主任保育士	2 人	2 人	人	うち 1 人は子育て支援専任
保育士	10 人	10 人	人	
保育助手	2 人	1 人	1 人	
事務職員	1 人	1 人	人	
調理員	2 人	2 人	人	
保育園士	1 人	1 人	人	
嘱託医	2 人		2 人	内科医 1 人、歯科医 1 人

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後3時30分（7時間）
預かり保育	保育時間	朝：午前8時～午前8時30分 夕：午後3時30分～午後4時 土曜：午前8時～午後1時
延長保育	保育時間	朝：午前7時～午前8時 夕：午後4時～午後7時 土曜：午後1時～午後6時
休業日	日曜日・土曜日・祝日・園で決める日(8月13日)	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季（8月12日～8月15日）	
	冬季（3月30日～3月31日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 夕：午後6時～午後7時
	保育短時間	朝：午前7時～午前8時 夕：午後4時～午後7時
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後6時00分
休業日	日曜日・祝日・園で決める日(8月13日)	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
上乗せ徴収			
実費徴収	給食(副食)に係る費用 (欠食調整あり)	1月当たり	5,500 円
	保護者会費 (きょうだい2人目から1人250円)	1月当たり	450 円
	写真代	1月当たり	200 円
	絵本代(鳩組以上、クラス別の価格)		
	その他の教材費	その都度	
その他	1号認定子どもの預かり保育に係る費用		無料
	1号・2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用	1時間当たり	100 円
	バス利用料	1月当たり	2,000 円

(8) 支払方法(入園のしおり参照)

- ・口座引き落とし又は現金納入をお願いいたします。口座引き落としとする場合は、八十二銀行高田支店に口座開設をお願いいたします。
- ・引き落とし等できない場合は、指定期日までに現金払いとします。
- ・支払期日 毎月10日まで。10日が休日等であれば翌営業日とします。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

また、折り紙を教育に取り入れ、指先や知能の発達、集中忍耐力を養います。

給食では、市の栄養士指導の下でバランスの良い食事の提供と、アレルギー児の個別の対応(個別の配膳、机、調理員と担任による二重チェック)を行っています。

(1 0) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	・進級式 ・入園式 ・花まつり、保護者会総会
5 月	・子どもの日お楽しみ会・新入園児歓迎会・親子遠足・個別面談・各クラス保育参観・春の遠足・内科検診、歯科検診
6 月	・運動会
7 月	・お泊り保育(年長児) ・暁天講座
8 月	・夏のお楽しみ会
9 月	・親子虫歯予防教室・お月見の集い ・地域折り紙カレンダー教室
1 0 月	・表現会・秋の遠足・親子コミュニケーション支援講座・祖父母参観・内科検診、歯科検診
1 1 月	・園児報恩講 ・幼児音楽フェスティバル出演
1 2 月	・もちつき
1 月	・新年お楽しみ会 ・各クラス保育参観、懇談会、作品鑑賞会
2 月	・節分豆まき
3 月	・ひなまつり ・思い出遠足 ・お別れ会 ・卒園式

(1 1) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・ 申込みを受けた順序により決定する方法 ・ きょうだいが当園に在籍していて教育標準時間認定を受け、希望する場合 【2号・3号認定子ども】 ・ 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

利用に当たっての 留意事項	○お子さんの登降園は、保護者の責任において、安全に留意してお願いします。普段と違う方が送迎される場合は、安全に引き渡しを行うため、必ず事前にご連絡ください。 ○発熱、嘔吐、下痢等、体調がすぐれない場合は、登園を控えてください。また、ご家庭内で感染症等発症の場合は、園に通知のうえ、出来るだけご家庭で健康観察をお願いします。やむを得ず登園する場合は、念のため、他児と離れて別室での保育、健康観察をさせていただく場合もあります。 ○集団生活ですので、幼児期に定められている各種予防接種は、可能な限り接種をお願いします。 ○インフルエンザや胃腸炎等感染症に罹患し、治癒後再登園される場合は、医療機関からの「登園許可証」が必要となります。 ○アレルギー等持病がある場合は、詳しく面談の上、対応させていただきます。
------------------	---

(12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	吉岡小児科
医院長名	吉岡茂子
所在地	上越市幸町 13-14
電話番号	090-8853-3049

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	ハート歯科クリニック
医院長名	三箇 満
所在地	上越市西城町 1-4-31
電話番号	025-522-8010

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	上越市消防署
所在地	上越市北城町 1-16-1
電話番号	025-525-1198

【管轄する警察署】

警察署名	上越警察署
所在地	上越市大字藤野新田 1172
電話番号	025-521-0110

(15) 非常災害対策

防火管理者	岡田暁彦
消防計画届出年月日	平成 28 年 9 月 28 日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	上越市立大町小学校、仲町 6 丁目公園、他
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページでの情報提供、等

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	竹田文子	主任保育士
相談・苦情解決責任者	岡田暁彦	園長
第三者委員	小林精一	025-523-5956 和同福祉会監事
	野口伸男	025-523-7816 和同福祉会監事
	新潟県福祉サービス運営適正化委員会	025-281-5609 新潟ユニゾンプラザ内

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	障害保険
保険の内容	事故対応費用等
保険金額	1名につき最大 2,000,000 円

(18) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。